

2. 赤ちゃんが生まれたら

出生届の提出

- ・子どもが生まれたら出生届を提出します（届出は14日以内）

出生届提出

▶届出に必要なもの

町民生活課
問合せ

①出生証明書（病院でもらいます）

※出産に携わった病院・医師・助産師等が必要事項を記入してくれます。

②母子健康手帳

▶届出先

出生地、又は本籍地あるいは
届出人の住所地・所在地の市区町村役場

- 本庁舎：町民生活課
- 分庁舎：分庁総合窓口係



出産費用給付

出産育児一時金

直接支払制度が利用できます。出産費用として医療保険者から病院等に直接支払います。

限度額 48.8万円もしくは50万円

※出産の際に、健康保険証を病院等に提示し、制度を利用することを書面で承諾してください。

すこやか健康課
問合せ

保険料の軽減

産前産後期間相当分(4ヶ月分)の保険料が申請により免除されます。

【申請場所】

- ・国民健康保険の方 役場すこやか健康課
- ・社会保険の方 お勤め先の担当部署等

【申請に必要なもの】

- ・母子健康手帳など出産予定日のわかるもの

すこやか健康課
問合せ

琴浦町母子問診・各種予約サービス(AITEL)のご案内

スマートフォンやパソコンからオンラインで来庁予約やアンケートの回答ができます。

赤ちゃん訪問時のアンケート回答、乳幼児健診・各種事業の予約やWEB問診・アンケートの回答はお子さん1人ずつにアカウント登録が必要です。

※設定する「パスワード」と登録後に届く「ユーザーID(12桁の数字)」は今後も対象のお子さんの事業予約や問診回答に必要になりますので、保管をお願いします。

「琴浦町母子問診・各種予約サービス」

URL：<https://www.aitel-reservation.jp/kotouratown-tottori/>

二次元コードはこちら



母子の健康・育児

新生児聴覚検査費助成 出産した医療機関で受けられる新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成します。 妊娠後期に受診票を交付します。 県外の医療機関で受診される場合、同等の内容の聴覚検査を受けられた場合に費用の助成をします。（領収書等が必要です。） 【助成額】新生児1人当たり2,000円 問合せ すくすく	産後電話連絡 産後2～3週間頃に保健師から電話連絡し、産婦さんの体調確認や育児等のアドバイスをします。 問合せ すくすく
産後健康診査 妊娠後期に受診票等を交付し、産後2週目と4週目に医療機関等で産後に必要な診察、尿検査、心の健康チェック等を無料で受けることができます。 妊娠後期に受診票と質問票を交付します。 問合せ すくすく	産後健康診査費助成 産後健康診査受診票の交付を受けられた方で、県外医療機関等で同等の内容の健診を受診された方について健診費用（上限5,000円）を助成します。（領収書等が必要です。） 問合せ すくすく
1か月児健康診査費助成 生後1か月頃に医療機関で受診する健康診査にかかる費用の一部を助成します。 妊娠後期に保護者の方に受診票をお渡しします。 県外の医療機関で受診される場合は、同等の内容の健診を受けられた場合に健診費用の助成をします。（領収書等が必要です。） 【助成額】 1か月児健康診査に要した費用 （対象者1人当たり 上限 6,000円） 問合せ すくすく	赤ちゃん訪問 赤ちゃんが誕生された全家庭を、生後2か月頃に保健師が訪問し、発育、育児などの相談に応じます。また、3～4か月頃には、子育て支援センターまたは保健師が訪問します。 問合せ すくすく
集団健診 6か月/1歳6か月/3歳/5歳 医師による診察（発達・発育）、歯科健診、育児指導、栄養指導などを行います。 問合せ すくすく	医療機関委託乳児健診 3～4か月/9～10か月 受診票を交付し、医療機関で診察・身体計測など健診を無料で受けていただきます。 問合せ すくすく

ブックスタート事業 本を通して親子・家族のふれあい促進を目的として6か月児と3歳児を対象に絵本をプレゼントしています。 問合せ 図書館	離乳食講習会 離乳食の進め方について調理実習を交えた講習会を行います。 問合せ すくすく
乳児相談 乳児を対象に保健師・栄養士が発育・育児の相談や離乳食の相談に応じます。 問合せ すくすく	2歳児子育て相談 育児相談・栄養相談・ブラッシング指導などを行います。 問合せ すくすく
歯みがき教室 歯垢の染め出しやブラッシング指導などを行います。 問合せ すくすく	むし歯予防教室 町内保育園・こども園で歯垢の染め出しやブラッシング指導などを行います。 問合せ すくすく
読書推進事業 赤ちゃんと保護者を対象に「赤ちゃんのおはなし会」を開催しています。 図書館本館 毎月第3水曜日 10時30分～ 赤碕分館 毎月第3土曜日 11時～ 問合せ 図書館	



産後ヘルパー派遣事業

出産後間もない時期に家事などの支援がうけにくい家庭に対して、ヘルパーが家事のお手伝いをします。

【支援内容】 食事の準備・片付け、洗濯、掃除などの家事援助

【利用期間】 退院の翌日から2か月の間に40日以内
(多胎の場合は、退院の翌日から4か月の間に80日以内)

【利用時間】 午前9時～午後5時まで(12月29日～1月3日を除く)
1回2時間以内(1日2回まで)

【利用料】 1時間あたり684円(町民税非課税世帯342円、生活保護受給世帯0円)

問合せ
すくすく

産後ケア事業

産後の心身ともに不安定な時期に、産科医療機関等にて宿泊や日帰りでケアを受けたり、助産師の訪問によるケアを受けることができます。利用料は無料です。

【対象】 生後1年未満のお子さまと、そのお母さん
ご家族などから家事・育児支援が受けられない方
体調不良や強い育児不安がある方

問合せ
すくすく

子育て世帯訪問支援事業

【対象家庭】 保護者の疾病等により家事の実施が困難な家庭等保護者の支援が特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭、又は出産後の養育に不安を抱え、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭。

【支援内容】 ヘルパーが家庭を訪問し、食事の準備・片付け、洗濯、掃除・整理整頓、買い物等の家事支援を行います。

【利用時間等】 ・午前9時～午後5時まで(※12月29日から1月3日までの期間は除く)
・1回2時間まで(1日2回まで)

【利用額】

世帯区分	利用者負担額(1時間当たり)	
生活保護世帯		0円
住民税非課税世帯	1世帯当たり年間96時間まで	0円
	1世帯当たり年間96時間を超えた場合	300円
住民税所得割課税額77,101円未満世帯	1世帯当たり年間48時間まで	0円
	1世帯当たり年間48時間を超えた場合	600円
その他世帯	1世帯当たり年間24時間まで	0円
	1世帯当たり年間24時間を超えた場合	1,500円

問合せ
すくすく